

答 申

第 1 審査会の結論

「平成 23 年 7 月の大学法人理事長の通勤手当が分かる文書」との公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）につき、長崎県公立大学法人（以下「実施機関」という。）が行った不開示決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 開示請求の内容

異議申立人は、平成 24 年 3 月 28 日付けで、長崎県情報公開条例（平成 13 年長崎県条例第 1 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により実施機関に対して本件開示請求を行った。

2 処分の内容

実施機関は、本件開示請求に対し、大学法人理事長（以下「理事長」という。）の平成 23 年 7 月分の給与明細書及び給与支給控除明細書を対象公文書として特定し、平成 24 年 4 月 11 日付けで異議申立人に対し、不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に対し通知した。

3 異議申立ての経緯

異議申立人は、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し平成 24 年 4 月 18 日付けで異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

第 3 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「不服申立てに係る処分を取り消すとの決定を求める」というものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び意見書において主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

本件処分における通勤手当は、条例第 7 条第 1 号には該当しない。そもそも、通勤手当は理事長の自宅から勤務先までの実費を支給するものであり、理事長の収入には該当しない。収入でない証拠に所得税は非課税となっている。

通勤手当は申請して支給されるものであり、通勤手当申請書があり、そこで認定した金額が給与明細書に記載される。したがって、対象公文書は通勤手当申請書若しくは手当認定書とすべきである。

理事長は公人であり、給料も公開されている。したがって通勤手当のみを不開示とすることは条例違反である。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張は、理由説明書及び口頭説明によれば、おおむね次のとおりである。

1 本件対象公文書の特定

本件開示請求の内容は「平成23年7月の理事長の通勤手当が分かる文書」であり、通勤手当が記載してある公文書は給与明細書及び給与支給控除明細書（以下「給与明細書等」という。）しか存在していないため、給与明細書等を対象公文書として特定した。

2 不開示とした理由

条例第7条第1号の「個人に関する情報」とは、思想、信条、信仰、趣味、学歴、職歴、家庭、収入、財産状態、健康状態、病歴その他一切の個人に関する情報と解され、給与明細書等は、個人に関する情報に該当するため原則不開示となるべき情報である。

また、本件開示請求の対象となっている理事長は、条例第7条第1号ただし書ウに該当する者であるが、開示請求されている情報は通勤手当であり、理事長の職務の遂行に係る情報とはいえないことから、不開示となるものである。

第5 審査会の判断理由

1 本件対象公文書の特定について

本件開示請求書には、請求する公文書の名称又は内容として「平成23年7月の理事長の・・・通勤手当が分かる文書」と記載されており、これに対し、実施機関は、平成23年7月の理事長の通勤手当が分かる文書として、給与明細書等を本件対象公文書として特定し、本件処分を行ったものと認められる。

特定の時点における通勤手当を確認できるものとして、実施機関が同月支払分の給与明細書等を対象公文書として特定したことは、特に不合理な点はなく、実施機関の判断は妥当である。

これに対し、異議申立人は、意見書において、通勤手当申請書若しくは手当認定書により認定された通勤手当の金額が給与明細書等に記載されるものであり、対象公文書は通勤手当申請書若しくは手当認定書とすべきであると主張している

が、給与明細書等に通勤手当が記載される以上、改めて、又は追加的に通勤手当申請書若しくは手当認定書を対象公文書として特定する必要はない。異議申立人は異議申立書においては対象文書の特定については争っておらず、また、仮に、通勤届及び通勤手当認定書が対象公文書に含まれたとしても、下記2のとおり、当該文書については存否応答拒否すべきであると考えられるので、これらの点からも改めて当該文書を対象公文書として特定する意味は少ない。

2 存否に関する情報について

- (1) 条例第10条は、開示請求者に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第7条各号に規定する不開示情報を開示することになるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否できる旨を規定している。

そこで、法令上作成が義務付けられている特定個人の給与明細書等が存在することは当然として、通勤届及び通勤手当認定書の存否を明らかにすることが、不開示情報を開示することとなるか否かについて、以下のとおり検討した。

- (2) 理事長を含む実施機関の役員の通勤手当の支給については、実施機関が定める役員報酬規程により、職員賃金規程及び職員の通勤手当の支給に関する細則を準用しており、同細則によれば、役員が通勤手当の支給の要件を具備するに至った場合には、通勤届を提出することを前提として、届出に係る事実を確認のうえ、通勤手当の額を決定することとされている。

したがって、特定個人の通勤届及び通勤手当認定書の存否を答えることは、特定個人が通勤手当の支給の要件を具備しているか否か、通勤届を提出したか否か、通勤手当が支給されているか否かといったことが明らかとなると認められる。

これらの存否に係る情報は、条例第7条第1号本文に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められ、同号の不開示情報に該当する。

なお、同号ただし書に該当する場合には、例外的に開示することとなるが、理事長の通勤届及び通勤手当認定書については、公にする法令・条例の規定はなく、慣行により公にされる予定もないことから、ただし書アには該当しない。裁量により公開され、又は今後公開されることがあったとしても、上記判断には影響しない。また、人の生命、健康、財産等を保護するために、公にする必要性が認められないことから、ただし書イには該当しない。さらに、通勤手当に関する情報は、具体的な職務遂行の内容に直接結びつく情報とは言えないことから、ただし書ウには該当しない。

- (3) 上記のとおり、通勤届及び通勤手当認定書の存否を明らかにすることは、不

開示情報を開示することと同様の結果となることから、条例第 10 条の規定により、存否を明らかにしないで、当該文書について開示請求を拒否（存否応答拒否）すべきものである。

3 給与明細書等の条例第 7 条第 1 号の該当性について

実施機関が対象公文書として特定した給与明細書等には、役員個人に割り当てられた番号、氏名などのほか、報酬、手当の額並びに所得税額などの控除項目及びその額など、個人の収入、所得に関する情報が記録されており、これらの情報は、全て特定の個人が識別される情報と認められることから、条例第 7 条第 1 号本文に該当すると判断する。

また、給与明細書等から不開示情報を除いた場合には有意の情報は存在しないと認められる。

なお、同号ただし書の該当性については、上記 2 の(2)で述べたところと同様に、給与明細書等について公にする法令・条例の規定はなく、慣行により公にされる予定もないことから、ただし書アには該当しない。裁量により公開され、又は今後公開されることがあったとしても、上記判断には影響しない。また、人の生命、健康、財産等を保護するために、公にする必要性が認められないことから、ただし書イには該当しない。さらに、給与明細書等に記録された情報が、具体的な職務遂行の内容に直接結びつく情報とは言えないことから、ただし書ウには該当しないと判断した。

4 本件処分の妥当性について

上記 3 のとおり、実施機関が給与明細書等を特定して不開示としたことは妥当である。

5 その他

異議申立人のその他の主張については、当審査会の判断を左右するものではない。

以上のことから、前記「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審 査 経 過
平成24年 6 月13日	・ 実施機関から諮問書を受理
平成24年 6 月13日	・ 実施機関から理由説明書を受理
平成24年 6 月29日	・ 異議申立人から意見書を受理
平成24年 7 月24日	・ 審査会（審査及び実施機関から意見聴取）
平成24年 9 月26日	・ 審査会（審査）
平成24年10月 4 日	・ 答申

長 崎 県 情 報 公 開 審 査 会 委 員 名 簿

氏 名	役 職	備 考
岡 本 芳 太 郎	長崎大学経済学部教授	会 長
石 橋 龍 太 郎	弁護士	会長職務代理者
大 島 信 裕	長崎新聞社総務局次長	
福 村 喜 美 子	NPO法人グリーンクラフトツーリズム 研究会はさみつんなむ会会長	
山 中 英 子	司法書士・行政書士	